

仙北市看護師等修学資金貸与条例案の概要

1 制定理由

仙北市内の指定医療機関で看護師等として働く意思のある学生に対し、修学資金を貸与する。これにより、仙北市における看護師等の人材確保・充実に貢献する。

2 制定内容

(1) 貸与の対象者

看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は臨床工学技士

(2) 看護師等への貸与制度を無利子とする

(3) その他所要の経過措置等を設ける

3 施行期日等

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

(2) 仙北市医師等修学資金貸与条例（平成28年仙北市条例第5号）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(3) この条例による改正後の仙北市看護師等修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに貸与を決定する修学資金から適用し、施行日前にこの条例による改正前の仙北市医師等修学資金貸与条例の規定により貸与を決定した修学資金については、なお従前の例による。